

**2026年度**  
**(公財) しまね国際センター「外国人留学生奨学金」**  
**奨学生 募集案内**

**1. 応募資格 (以下の条件を全て満たすこと)**

- (1) 出入国管理及び難民認定法 (昭和26年政令第319号) に制定する「留学」の在留資格を取得している者
- (2) 島根県に在住し、県内の大学等に在籍する私費留学生で (研究生、科目等履修生を除く。)、2026年4月現在で在籍期間が半年以上経過しており、その後1年以上在籍予定の者
- (3) 勉学生活を行う上で経済的援助が必要と認められる者で、学業成績、人物ともに優秀である者
- (4) 他の奨学金またはこれに類する金銭的給付を受けていない者
- (5) 過去に「外国人留学生奨学金」を受けたことがない者

**2. 給付内容**

(1) 人数	10名程度
(2) 月額	月額20,000円
(3) 期間	2026年4月から2027年3月までの1年間
(4) 振込月	2026年7・9・12月、2027年3月 ※各3か月分を後払い

**3. 申請方法**

各大学等で応募者を取りまとめ、学生から提出された書類が正しく記載されていること、必要書類が添付されていることを確認のうえ、優先順位を付して、期限までに提出書類を当センターに持参するか、書留郵便にて郵送すること。

《注意》提出書類は一切返却しない。

提出書類に不備があった場合、選考に不利になることがある。

(1) 申請に必要な提出書類 (A4サイズかつ片面記載とする)

- ①外国人留学生奨学金推薦書 (様式第1号) 1通
- ②外国人留学生奨学金申請書 (様式第2号) 1通
- ③指導教員の推薦書 (様式第3号) 1通
- ④学業成績書もしくはそれに代わるもの 1通
- ⑤在留カード (両面) の写し 1通

(2) 当センターへの申請書提出締切日

2026年6月5日(金) 必着

#### 4. 選考・採否の通知

- (1) 選考は当センターの選考委員会が行う書類選考とする。
- (2) 選考の結果は、6月末日頃までに各大学等宛に書面で通知する。  
(電話による問い合わせには一切応じない。)
- (3) 選考された応募者は、通知後10日以内に所定の誓約書(様式4)を提出すること。

#### 5. 奨学金決定の取り消し

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨学金の給付を受けた場合。
- (2) 応募資格の要件に該当しなくなった場合。
- (3) 学業成績又は素行等の状況により、奨学生としての適正を欠く場合。
- (4) 病気その他の理由により留学目的が達せられなくなった場合。

#### 6. 奨学生の義務

奨学生は、センターが給付要綱の別表に定める事業等に参加するものとする。

#### 7. その他

7月に、(公財)しまね国際センター本所にて奨学金給付決定通知書授与式・交流会を開催予定。

<問い合わせ先>

〒690-0041 松江市幸町1571番地

公益財団法人しまね国際センター

担当：山本・小寺

TEL：(0852)31-5056 FAX：(0852)31-5055

E-mail: soumu@sic-info.org